

物価高騰対応重点支援給付金

均等割のみ課税世帯及び低所得者の子育て加算 のご案内

■ 均等割のみ課税世帯

- 住民税均等割のみ課税世帯 (1世帯あたり10万円) は、住民税均等割のみの課税世帯を支援する給付金です。
- 対象世帯は、**令和5年12月1日**時点で与論町に住民登録のある世帯で、支給要件等は以下のとおりです。

給付金の支給金額

1世帯あたり **10**万円

給付金の支給時期

与論町が確認書（申請書）を受理した日から2～3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（①～②のいずれかにあてはまる世帯）

①世帯全員が令和5年度「住民税均等割のみ課税」の世帯

②世帯全員が令和5年度「住民税均等割のみ課税と住民税非課税世帯」の方で構成されている世帯

※世帯全員が「住民税が課税されている方」の扶養親族である場合は、対象外となります

世帯の全員が令和5年1月1日時点で与論町に住民登録されている場合は、与論町から「確認書」を送付します。

令和5年1月2日以降に与論町に転入された方がいる場合は申請が必要です。

確認書を返送ください

与論町役場へ問合せください

返送：申請（①，②の世帯）：令和6年7月31日（水）

裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯

I **世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合**

- ・対象となる世帯には、与論町から給付内容や確認事項が書かれた「確認書」が届きます。
- ・中身を確認して、同封の封筒で返信してください。

【確認事項】

- ①支給要件の確認欄のチェックが入っているか
 - ②給付金の支給口座の口座情報に誤りがないか、添付書類は揃っているか。
- ※支給予定口座には、以前の給付金（特別定額給付金等）の支給口座を記載しています。口座を変更する場合には、「通帳の写し」と「本人確認書類」を添付してください。

II **世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方や、未申告の方がいる場合**

③給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

- 申請に必要な書類がありますので、与論町役場総務企画課にお越しください。

■ **低所得者の子育て世帯へのこども加算について**

18歳以下（平成17年4月2日以降）の児童がいる支給対象世帯には、こども加算（児童1人あたり5万円）を支給します。

- ・令和5年度住民税非課税世帯
- ・令和5年度住民税均等割のみ課税世帯

※住民税非課税世帯のこども加算対象者については、与論町より「お知らせ」通知を送付しますので、確認をお願いします。住民税均等割のみ課税世帯には、「確認書」を送付します。

※物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律に基づき、この給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができません。また、この給付金は税法上における非課税の取り扱いとなります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

与論町役場 総務企画課

☎ 0997-97-3111 平日8:30~17:15